

○ 大阪大学キャンパスライフ健康支援センター規程

(趣旨)

第1条 この規程は、大阪大学キャンパスライフ健康支援センター（以下「センター」という。）に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 センターは、保健管理及び相談支援に関する専門的な業務、調査及び研究を行い、本学における学生及び職員の心身の健康教育並びに健康の保持及び増進を図るとともに、すべての学生の多面的成長を促すことを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 学生及び職員の保健管理及び相談支援業務の実施に係る企画及び立案
- (2) 学生及び職員の保健管理及び相談支援業務に係る教育及び啓発
- (3) 学生及び職員の保健管理及び相談支援
- (4) 学生及び職員の健康診断及びその事後措置
- (5) 学内の環境衛生及び感染症予防措置についての指導
- (6) 学生の進路及び就職に関する相談への対応及び支援

(部門)

第4条 前条各号の業務を行うため、センターに次の部門を置く。

保健管理部門

相談支援部門

(センター長)

第5条 センターにセンター長を置く。

- 2 センター長は、センターの管理運営を行う。
- 3 センター長の選考は、総長が指名する理事が本学の専任教授のうちから候補者を指名し、第8条に規定するキャンパスライフ健康支援センター運営委員会の議を経るものとする。
- 4 センター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。

(副センター長)

第6条 センターに、センター長を補佐するため、副センター長を置き、センターの専任又は兼任の教員のうちからセンター長が指名するものをもって充てる。

- 2 副センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。

(部門長)

第7条 第4条に定める各部門に部門長を置き、センターの専任又は兼任の教員のうちからセンター長が指名するものをもって充てる。

- 2 部門長は、当該部門に関する業務を統括する。
- 3 部門長の任期は2年とし、再任を妨げない。

(運営委員会)

第8条 センターの円滑な管理運営を行うため、大阪大学キャンパスライフ健康支援センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会に関する規程は、別に定める。

(豊中本室、吹田分室及び箕面分室)

第9条 センターは、第3条各号の業務を円滑に実施するため、豊中地区に本室を、吹田地区及び箕面地区にそれぞれ分室を置き、当該地区の学生及び職員の利用に供する。

(事務)

第10条 センターに関する事務は、キャンパスライフ健康支援センター事務部で行う。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この改正は、平成29年4月1日から施行する。

(大阪大学保健センター長選考規程等の廃止)

2 次に掲げる規程は、廃止する。

(1) 大阪大学保健センター長選考規程(平成16年4月1日制定)

(2) 大阪大学キャンパスライフ支援センター規程(平成25年5月15日制定)